

特別名勝一乗谷朝倉氏庭園保存活用計画書

令和 2 年 3 月

福 井 市



[巻頭写真 1] 朝倉館跡庭園



[巻頭写真 2] 湯殿跡庭園



[巻頭写真 3] 諏訪館跡庭園



[巻頭写真 4] 南陽寺跡庭園

あいさつ

一乗谷は、戦国大名の朝倉氏が約 100 年にわたって領国支配の拠点として計画的に築いた城下町です。後世の改変をほぼ受けず、戦国期の痕跡が極めて良好に残されており、「戦国大名の総合的遺跡として唯一の遺例ともいうべく」点が評価され、特別史跡に指定されています。

昭和 42 年（1967）の発掘調査以降、この城下町の中心である当主館等の朝倉氏一族の館や寺院跡のほか、家臣団や医師などの多様な階層の屋敷で、策定時期を室町時代末期に限定できる良好な保存状態の庭園遺構が複数発見されました。これは、一乗谷において当主館を中心に庭園文化が発展していたことを今に伝えています。このうち主要な朝倉館跡庭園、湯殿跡庭園、諏訪館跡庭園、南陽寺跡庭園の 4 庭園は、平成 3 年（1991）に特別名勝一乗谷朝倉氏庭園として指定され、庭園文化史上きわめて価値が高い庭園として評価されています。

本庭園の管理団体である本市は、この貴重な文化財の価値を損なうことなく適切に保存し活用するため本計画を策定しました。今後は、この計画に基づき、庭園を本来の姿で保存し価値と魅力をさらに深め、地域文化への誇りと愛着を一層高めるとともに後世に伝えるべく各事業を推進してまいりたいと考えています。

結びになりますが、本計画の策定にあたりまして、多大な御支援と御協力をいただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係機関並びに関係者各位に深く感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月吉日

福井市長 東村 新一

例言

1. 本計画は、福井県福井市城戸ノ内町に所在する特別名勝一乗谷朝倉氏庭園の保存活用計画書である。
2. 本書は、平成 29 年度から令和元年度にかけて特別名勝一乗谷朝倉氏庭園保存活用計画策定委員会、文化庁文化財第二課、福井県教育庁生涯学習・文化財課の指導・助言を得て、福井市が策定した。
3. 本書の策定に関わる事務局は福井市商工労働部観光文化局文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所に置き、特別名勝一乗谷朝倉氏庭園保存活用計画策定業務を株式会社環境事業計画研究所に委託した。

事務局	山本桂一郎（福井市商工労働部観光文化局文化振興課 課長）
	山岸 達明（福井市商工労働部観光文化局文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所 所長）（平成 31 年 3 月まで）
	嶋津 康弘（福井市商工労働部観光文化局文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所 所長）（平成 31 年 4 月から）
	白嶋 祐司（福井市商工労働部観光文化局文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所 主幹）（平成 30 年 3 月まで）
	大川 進（福井市商工労働部観光文化局文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所 主幹）（平成 30 年 4 月から）
	白崎 一夫（福井市商工労働部観光文化局文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所 主幹）
	熊井みち子（福井市商工労働部観光文化局文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所 副主幹）（平成 31 年 3 月まで）
	福山 千智（福井市商工労働部観光文化局文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所 主査）（平成 31 年 4 月から）
	山本 裕一（福井市商工労働部観光文化局文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所 主査）（平成 30 年 3 月まで）
	向出 宏二（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 館長）
	月輪 泰（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 副館長）
	藤田 若菜（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 主査）
	大竹 桃子（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 学芸員）
	三武 紀子（福井県交流文化部文化課 参事）（平成 30 年 3 月まで）
	嶋崎 晃伸（福井県交流文化部文化課 主任）（平成 30 年 4 月から）
	藤井 亜衣（福井県交流文化部文化課 主事）
委託業者	吉村 龍二（株式会社環境事業計画研究所 代表取締役）（平成 30 年 4 月から）
	吉田 凌都（株式会社環境事業計画研究所）（平成 30 年 4 月から）
	藤澤 美幸（株式会社環境事業計画研究所）（平成 30 年 4 月から）

4. 本書に掲載した現況写真は、特に注記のない限り、平成 29 年(2017)～令和 2 年(2020)に撮影したものである。
5. 特別名勝一乗谷朝倉氏庭園の保存活用に係る法規条例等は、本計画書の附録に記載した。
6. 本書は、一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所及び福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館が執筆し、株式会社環境事業計画研究所が編集した。
7. 本書では、特別名勝指定区域に基づき、朝倉館跡庭園の項に朝倉館跡全体の内容を含めて掲載している。
8. 本書では以下の用語を用いる。

遺構展示：遺構の表現方法。主に、遺構を露出して展示する「遺構露出展示」と、地下遺構を埋め戻した直上に遺構を型取りした複製品を展示する「遺構複製展示」がある。

遺構表示：主として地下に埋蔵されていた遺構の規模、形態、性質に関する情報を、遺構直上の盛土造成面において平面的、立体的に表示すること。

再整備：復旧及び修繕よりも著しい劣化や破損を対象とした措置を指す。または規模の大小に関わらず、従前の手法では対応できない、新たなもしくは高度な手法を要し、有識者の指導や調査・研究に基づき実施する措置を指す。

会所等の建物遺構の性格比定に伴う用語：一乗谷朝倉氏遺跡博物館（仮称）にて使用する用語に統一し、「」（かぎっこ）を付した用語は、文献史料に基づき推定した名称を指す。

巻頭写真	i
あいさつ	iii
例言	iv
第1章 保存活用計画策定の経緯と目的	
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画策定の目的	1
第3節 計画の対象地	2
第4節 関連計画	4
第5節 事業体制	7
第2章 庭園の概要	
第1節 庭園を取り巻く環境	9
第2節 沿革と史料	20
第3章 庭園の価値	
第1節 一乗谷の庭園の特徴	28
第2節 文化財の指定	39
第3節 本質的価値の総括	45
第4章 庭園の現状及び課題	
第1節 地区区分と構成要素	46
第2節 各庭園における構成要素と課題	53
第3節 活用の現状及び課題	73
第4節 現状における課題の総括	74
第5章 保存と活用	
第1節 保存の指標年代	76
第2節 保存と活用の経過	76
第3節 保存と活用の基本方針	77
第4節 保存と活用における管理の方針	79
第5節 保存と活用における整備の方針	79
第6節 管理と整備の方策	80
第6章 現状変更等の取扱い	
第1節 現状変更等の取扱い方針	87
第2節 現状変更等の取扱いにおける留意事項	87
第3節 現状変更等の申請区分	89

第7章 今後の事業の推進と課題

第1節 体制	90
第2節 事業計画	91
第3節 経過観察	96
第4節 調査・研究	97
第5節 特別名勝の追加指定	98
第6節 保存活用計画の見直し	99

巻末資料

1. 庭園図面	104
2. 図面類一覧表	105
3. 年表	108
4. 参考文献一覧表	122

附録

関係法令	129
------	-----

図版目次	139
------	-----